

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 障害者自立支援法附則第41条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下この号において「旧法」という。）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（旧法第29条に規定する身体障害者更生施設、旧法第30条に規定する身体障害者療護施設及び旧法第31条に規定する身体障害者授産施設（身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。）</u></p> <p><u>(14) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第5項に規定する精神障害者福祉工場</u></p> <p><u>(15) 障害者自立支援法附則第58条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この号において「旧法」という。）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（旧法第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下この号において「知的障害者援護施設設備運営基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）及び旧法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（知的障害者援護施設設備運営基準第46条第1号に規定す</u></p>	<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p>

2	<p>る知的障害者入所授産施設に限る。)に限る。)</p> <p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設(主として自閉症児(<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する自閉症児をいう。</u>)又は肢体不自由(同法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童を入所させるものに限る。)</p> <p>(4)~(7) [略]</p> <p>(8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム(<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。</u>)</p> <p>(9)~(11) [略]</p> <p>(12) <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護及び同条第13項に規定する自立訓練(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)に限る。))</u>を行う事業所</p>	<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設(主として自閉症児(<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第87号)第65条に規定する自閉症児をいう。</u>)又は肢体不自由(同法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。)のある児童を入所させるものに限る。)</p> <p>(4)~(7) [略]</p> <p>(8) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム(<u>軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第71号)附則第2項第1号に規定する軽費老人ホームA型に該当するものとして知事が指定するものに限る。</u>)</p> <p>(9)~(11) [略]</p> <p>(12) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護及び同条第13項に規定する自立訓練(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第81号)第142条に規定する自立訓練(機能訓練)に限る。))</u>に限る。)を行う事業所</p>
3	<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(11) [略]</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護及び<u>同条第13項</u>に規定する自立訓練(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第81号)第142条に規定する自立訓練(機能訓練)に限る。))に限る。)を行う事業所</p>	<p>(規則で定める施設等)</p> <p>第1条の3 条例第2条第4号サの規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1)~(11) [略]</p> <p>(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護及び<u>同条第12項</u>に規定する自立訓練(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年岩手県条例第81号)第142条に規定する自立訓練(機能訓練)に限る。))に限る。)を行う事業所</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は平成25年4月1日から、表3の項の改正部分は平成26年4

月1日から施行する。